接続ルールの見直しに関する追加的意見に対する再意見

平　成　１　３　年　３　月　２　日
東 日 本 電 信 電 話 株 式 会 社

Ⅰ　光ファイバ設備の接続料について

他事業者意見	NTT地域会社の考え方
【コスト回収／地域別料金とすべき】 **○接続料は適正な接続料算定方式に基づいて接続年度毎に算定されるのであるから、回収もれは生じない。** **○接続義務があるのは既に光ファイバが存在している場合のみ。遊休設備の活用であり、それにより過剰な利益を指定電気通信事業者が得ないためにもなるべく実際にかかったコストに見合った接続料金、すなわち可能な限り最小地域での地域毎料金とすべき。** **【イー・アクセス】** **○仮に細分化が必要な場合は、「県単位」で算定することが適当である。** **【ＪＴ】** **○ダークファイバ提供は、ユニバーサルサービスに該当しないことから、地域別にコスト差がある場合は、接続料についても差が生じることはやむをえない。** **【ＮＴＴ-Ｃ】**	**○電気通信事業者以外も含めて光ファイバの設備提供者は増加傾向にあり、設備ベースの競争が既に始まっている現状を勘案すれば、設備のボトルネック性は認めにくく、光ファイバ設備は非指定設備として扱うことが適当と考えられます。なお、光ファイバ設備については、各事業者の設備投資のインセンティブを確保し、設備ベースの競争をより促進するような競争政策を基本とすべきと考えます。なお、ＮＴＴ地域会社は今後の需要に応じて光ファイバ設備を敷設しているものであり、「遊休設備」ではありません。** **○光ファイバ設備の接続料金は市場価格に基づき形成されるものであり、競争的な料金設定を可能とすべきとの考えから、将来的に地域別料金を設定する際の地域単位は競争状況に応じた適切な単位が個々に設定されるものと考えております。またその料金は、実績コストをベースに市場競争性を反映した料金設定を事業者の判断により可能にすることが望ましく、非競争エリアの料金が地域間でのコスト補填により不当に高くならないようにするために、市場価格のないところの料金は、コストベースを基本とした料金設定をする考えです。** **○なお、アメリカでは、中継・加入光ファイバ共に州単位の地域別料金となっており、州毎に異なる距離単金に基づき、回線毎の利用距離に応じて個別算定した料金となっております。（参考参照）** **【参考】** **（SBC社の中継光ファイバの例）** **（単位：月額）** Wisconsin州 / Illinois州 / Michigan州 距離あたり（$/芯・ft）：0.00445 / 0.00179 / 0.00141 成端端子（$/芯）：17.00 / 16.24 / 13.78 ｸﾛｽｺﾈｸﾄ（$）：3.07 / 3.43 / 2.91

Ⅰ　光ファイバ設備の接続料について

他事業者意見	NTT地域会社の考え方
【コスト回収／地域別料金は望ましくない】 **○東西NTT地域会社の業務区域内における全国一律料金とする接続料の算出にあたって、ヒストリカルベース、長期増分費用方式のいずれの手法においても、要回収額をもとに算出するため、コスト回収漏れになることはない。** **【ＫＤＤＩ・ＴＴＮｅｔ】** **○指定電気通信設備を有する事業者に全国プールに基づく一律の接続料を設定させることには合理性があり、現行の「全国一律」は崩すべきでない。** **○端末回線への地域別格差の導入は望ましくない。** **【エディットネット】**	**○仮に、ＮＴＴ地域会社のみに全国均一料金での提供を義務付けられた場合、ヒストリカルベースおよび長期増分費用方式のそれぞれにおいて問題が生じることを危惧します。長期増分費用方式等のモデル算定では、平均以下のコスト地域で事業者間の価格競争力が均一料金ゆえ低く、利用が抑えられる結果、平均以上のコスト地域での利用分を補填し得ないことが想定され、構造的な回収漏れの可能性が生じます。また、ヒストリカルベースでは、コスト回収漏れはないものの、安価なコストとなる地域での事業者間での価格競争力をもたないことによる平均料金の上昇が考えられます。**
【料金算定方法／長期増分費用方式が望ましい】 **○具体的な額は、実際費用方式または長期増分方式で決めるべき。** **【イー・アクセス】** **○仮に地域毎に異なる接続料を設定するとした場合、過去の投資の非効率性を排除するという観点から、将来的には、長期増分費用方式による算定方法が望ましい。** **【ＪＴ】**	**○市場価格をベースとした料金を原則とし、当面は市場価格のないところではコストベース（ヒストリカルコスト）を基本とします。競争状況も勘案した料金設定（将来的には地域別料金を含む）とすることで、設備投資インセンティブが確保されるべきであると考えます。** **○なお、長期増分費用方式による算定では、需要の予測方法および需要の位置の見込み方次第で、コストが大きく変動する可能性があり、また光配線モデル自体も平均的な設備構成を示さない可能性がある等の課題があり、適用については現時点で問題があるものと考えます。**

Ⅰ　光ファイバ設備の接続料について

他事業者意見	NTT地域会社の考え方
【料金算定方法／長期増分費用方式が望ましい】 **○ＮＴＴ地域会社は光ファイバ設備を全国的に普及を済ませており、光ファイバ設備はブロードバンド通信サービス提供に不可欠な設備（ボトルネック設備）となっており、十分に指定電気通信設備としての構成要素を備えていると考えます。よって、その接続料算定には、非効率の含まれないLRICが適用されることが必要。** **【ＭＣＩワールドコム】**	**○光ファイバ設備は、全国で設備構築を進めているものの、ユーザまでの光化は、需要に応じて設置しており、普及が完了しているものではなく、今後の高速サービス（ブロードバンド）の需要拡大に伴い普及が進んでいくものです。** **○電気通信事業者以外も含めて光ファイバを保有する事業体は多く、今後も増加傾向にあることから、設備調達の代替手段が存在しており、設備ベースの競争が既に始まっております。また、高速サービスは、CATV網のケーブルや無線アクセスなど、多様な設備を利用することも可能です。** **○以上の観点から光ファイバ設備自体にボトルネック性を認めにくいものと考えております。従って、光ファイバ設備は非規制として競争の進展を注視するに止めるべきであり、指定電気通信設備事業者規制を課すべきではないものと考えます。**
【メタル回線も地域別料金とすべき】 **○光ファイバ設備について地域毎の接続料を設定する場合は、メタル回線についても同様に設定することが必要。** **【ＪＴ】**	**○電話の基本料や公衆電話などに利用するメタル設備などについては、地域別料金に関してユニバーサルサービスの扱いと合わせて議論されるものと認識しております。**
【料金算定方法／投資コストを除外すべき　等】 **○既存インフラ利用による投資コストを極力除く算定方法、将来需要を見込む算定等により、可能な限り低廉なコスト算定を行うことが必要。** **【ＫＤＤＩ】**	**○投資インセンティブが働く料金設定とすることが必要であり、投資コストを除く方法などコスト範囲を狭めての料金設定は未回収費用が将来的に発生するため問題と考えます。また、料金の低廉化は市場競争の結果導かれるものであり、事業者判断による料金設定を原則とすることが望ましいものと考えます。**

II　定額接続料の設定について

他事業者意見	NTT地域会社の考え方
【「i・ｱｲﾌﾟﾗﾝ」など定額ｻｰﾋﾞｽには割引料金（ｷｬﾘｱｽﾞﾚｰﾄ）を導入すべき】 **○ＮＴＴ地域会社が提供している定額制のサービスについては、すべて定額料による接続料金を設定すべき。現在のところ、ＭＡ（タイムプラス・テレホーダイ・アイアイプラン）及び隣接ＧＣ（エリアプラス）が該当する。** **○接続料金は、ＮＴＴの定額料金サービス毎に、サービス料金から営業費等接続料金において控除されるコストを比率により控除した額とすべきであると考えます。** **【イー・アクセス】** **○米国の状況は、市内通話料金が当初から固定ですから、DSLの登場があっても徐々に移行があったと聞きます。NTT社のユーザー囲い込みを許す現状のフレッツISDNに対し、米国のような通常市内通話料金の固定サービスもしくは、テレホーダイの24時間適用が例えば2500円以下で実現していただけるようであれば、対顧客サービスを重視した地域プロバイダーも生き残る道が開かれるもの思います。** **ダイヤルアップ接続料金の定額化を要望いたします。** **【インターネットコムコ】**	**○接続料金は、従来と同様に設備コスト及び利用量に見合った料金体系とすべきであり、各事業者の競争戦略により設定されるユーザ料金に合わせて設定したり、その料金水準を基に設定するものではないと考えます。** **○特に、インターネット向け通信市場における競争対抗策としてＮＴＴ地域会社のリスクにより提供している、「ｉ・アイプラン」などの準定額制サービスについて、他事業者に対して更なる割引料金での提供を義務付けられることは、新サービスの開発インセンティブが著しく阻害される恐れがあり、問題であると考えます。**

II　定額接続料の設定について

他事業者意見	NTT地域会社の考え方
【接続料がﾕｰｻﾞ料金水準を上回っていないかﾁｪｯｸすべき】 ○接続ルールの見直しに関する「接続ルールの見直しについて」第一次答申（平成１２年１２月２１日付）の*考え方４８*に記されるように、接続料金が利用者料金を上回っているような場合においては、行政の介入により早急に是正していただきたいと考えます。 【ＫＤＤＩ】 ○なお、「接続料の水準と利用者料金の水準との適正性チェック、ならびに不適切な際の是正措置については、「接続ルールの見直し第一次答申」*考え方４８*にてご指摘いただいたとおり、必要と考えます。 【ＴＴＮｅｔ】 ○利用者料金と接続料金の関係については、両者が適当な水準になるよう、英国のスタックテストのようなチェック機能により是正するべきであり、個別のサービスに対応した形の接続料を設定することは不適当である。 【ＪＴ】	○ＮＴＴ地域会社は、平成11年度から接続約款の認可申請に際し、ＩＳＤＮ通信料などの接続料の水準がユーザ料金の水準を下回っていることについて検証し、公表するとともに総務省に対して報告を行っており十分にチェック機能は働いていると考えております。
【従量制接続料の下では「ｉ・ｱｲﾌﾟﾗﾝ」のようなｻｰﾋﾞｽは提供できない】 ○従量制の接続料金の下で、ＮＴＴ東西は「テレホーダイ」、「i・アイプラン」、「フレッツＩＳＤＮ」等、多くの定額制（準定額制も含みます）サービスを提供しております。これらのサービスは提供される機能のサービス品質や回線の使用効率を考慮した料金設定が行われているものと考えますが、既存の接続料金においては回線の使用効率は考慮されておらず、また提供される機能のサービス品質は品質保証型でベストエフォート型でないことから、従量制かつ単一の料金設定となっており、競争事業者は同様のサービスを提供できない状況にあります。 【Ｃ＆ＷＩＤＣ】	○「ｉ・アイプラン」のような準定額制サービス（定額＋従量）については、現在の従量制接続料であっても事業者の創意工夫により実現可能であり、現実にコミコミプラン等のＩＳＰ料金も含めた準定額制サービスが多数提供されております。

II　定額接続料の設定について

他事業者意見	NTT地域会社の考え方
【既に定額制接続料の必要性は希薄】 **○インターネット利用の際の通信料を巡る市場は、テレホーダイやｉアイプランが登場した当時から変化してきています。例えば、現在では既に複数の事業者がインターネット接続料と通信料の「コミコミ料金」をｉアイプランよりも短時間利用メニューとして提供しており、多数のユーザを獲得しています。また、長時間利用者はｉアイプランよりも、フレッツＩＳＤＮやフレッツＡＤＳＬという交換機を経由しない定額メニューに移りつつあります。したがって、現時点における定額制接続料の必要性は希薄になってきていると考えます。** **【ＴＴＮｅｔ】**	**○ＴＴＮｅｔ殿の意見に賛同いたします。ＮＴＴ地域会社は、平成１２年度より新たに、ダイヤルアップ接続で利用できる「ＩＳＭ折返し機能」やＤＳＬサービスで利用できる「帯域分割端末回線伝送機能」などの定額制接続料を導入しており、他事業者は、これらを利用することで自らのユーザに完全定額制サービスを提供することが可能であると考えております。**
【ＮＴＴ東西は「ｉ・ｱｲﾌﾟﾗﾝ」の料金設定の考え方を開示すべき】 **○ＮＴＴ東西の定額制サービスについて、その料金設定の妥当性につき定量的な検討が行われるべきと考えます。これは従量制接続料金に係る料金水準の妥当性の検証にもつながります。従って、定額制接続料金の算定にあたり、ＮＴＴ東西は「テレホーダイ」、「i・アイプラン」、「フレッツＩＳＤＮ」等の料金設定の考え方を開示すべきと考えます。** **【Ｃ＆ＷＩＤＣ】**	**○ＮＴＴ地域会社は、　「ｉ・アイプラン」のようなサービスについては、お客様利便の向上を基本的視点に、コストを踏まえ、更に、競争の状況、財務に与える影響等を総合的に勘案し料金水準・料金体系を決定しており問題は無いものと考えております。**

II　定額接続料の設定について

他事業者意見	NTT地域会社の考え方
【ＧＣでの定額制接続料を設定すべき/設定不要】 **○少なくともデータ伝送やインターネット接続用にはＧＣやＺＣでの接続について選択的な定額制の接続料を設定することとしていただきたい。** **【Ｃ＆ＷＩＤＣ】** **○定額の接続料の導入の可能性があるとすれば、ＧＣでの接続など、中継回線を利用しない部分からになると考えます。** **【エディットネット】** **○定額の接続料の設定については、不要であると考えます。** **○ＧＣ,ＺＣ等の機能については、ＴＳコストであるため、従量制として接続料を算定するべきであると考えます。** **【ＪＴ】**	**○　ＪＴ殿の意見に賛同いたします。ＧＣ、ＩＣなどの電話交換機を利用して完全定額制サービスを提供することは、使われ方次第では、交換機等の設備に過大な負荷がかかり処理能力が低下することで、一般の電話も含めて輻輳を招く恐れがあること、また、現在の事業者間精算用の課金システムは定額制料金には対応していないことなどから、定額制接続料の導入は慎重な検討が必要であると考えます。**
【米国同様、市内定額制を導入すべき】 **○アメリカとの市内通話料金を比べても明らかにおかしい。のでその観点からも定額制を導入すべき。** **【テクノリサーチ】**	**○米国の市内通話の一部における定額制の料金体系については、歴史的背景により古くから存在するものであり、競争を促進させることを目的に導入されたものではないものと認識しておりますが、米国においても接続料は従量制であり、今回の定額制料金の議論における参考例としては、あまり相応しくないものと考えます。**

II　定額接続料の設定について

他事業者意見	NTT地域会社の考え方
【定額制の設定は事業者間の公平性等、慎重な検討要】 **○各事業者が定額的なサービスを提供できるよう、柔軟な接続料を設定することは望ましいと考えますが、ユーザ間、事業者間の負担の公平性を失したり、インターネット接続での利用に係る網コストを一般の電話利用に係る網コストに不当に転嫁することのないように、慎重に検討を進めるべき。** **【ＮＴＴ-Ｃ】** **○従量制と定額制を選択できる場合も、定額的接続料の設定基準により、従量制を基にした接続料との間で逆転が生ずる可能性もあり、ビジネス上のリスクが増加すると考えます。よって、従量制の通信サービスが主流となっている市場で、定額的な接続料金を導入する前に、市場での通信サービスや料金体系やサービスの移行状況、定額接続料の範囲を十分に検討・議論する必要がある。** **【ＭＣＩワールドコム】**	**○定額制接続料のメリットをより享受できる事業者とそうでない事業者等、利益が相反することから、競争中立的な現在の従量制の料金体系が望ましいものと考えます。**

III　公衆網における事業者向け割引料金の設定について

他事業者意見	NTT地域会社の考え方
【割引適用範囲／全サービスに拡大すべき】 **○全ての利用者向けサービスに事業者向け割引料金を設定するべきであり、特定のサービスに限定して適用する理由はない。それにより、それらのサービスへの新規参入が容易になり、競争が促進され、消費者もさまざまな選択肢をもつことが可能となる。** **【イーアクセス・C&WIDC】** **○割引対象範囲は、電話網やＩＳＤＮをはじめ、ＦＴＴＨ、その他ブロードバンド化に対応した新世代の公衆網なども対象とし、かつ、第一種電気通信事業者及び第二種電気通信事業者向け割引料金制度の整備が必要。** **【テレサ協】** **○サービス毎に設定するのではなく、公平性確保の観点から全サービスに設定するべきであると考えます。** **【　ＪＴ　】**	○公衆網における事業者向け割引料金（キャリアズレート＜接続＞、再販売料金＜非接続＞）の導入について議論するにあたっては、優先接続の導入を契機に中継系事業者が市内通信に参入し、ユーザ料金についても中継系事業者がプライスリーダとなり、値下げ競争が激化している現状を踏まえる必要があると考えます。 ○電話通話料において事業者向け割引料金の適用となる設備は、ユーザサービスと同じバンドルされた設備構成であることから、公衆網のユーザサービス自体が競争状況で役務提供事業者を容易に選択可能であることを考慮すると、NTT地域会社のバンドルされた設備構成は代替性があり、ボトルネック性が存在しないものと考えられ、設備のボトルネック性に着目した料金規制を当社のみに新たに導入することは過剰規制になると考えます。 なお、電話通話料への再販売料金の導入については、実質的な再販売料金である異名義割引サービスを提供することとしており、これにより容易に同様の効果を得ることができるものと考えます。 **○電話基本料については、料金を含めたサービス競争が進展しているとは言いがたい状況であると考えられますが、電話基本料はユニバーサルサービスそのものであり、今後需要の大きな伸びは期待できないことから、サービス競争の有無に関わらず、ユニバーサルサービスの議論と合わせて、慎重に検討すべきものと考えます。** ○IP系サービスなどのデータ役務については、現在も一種事業者、二種事業者を交えたサービス競争状況であり、今後もIT革命の推進に伴い更に競争が激化していくものと考えられます。 また、二種事業者がデータ役務を提供する際に必要となる重要なネットワーク要素としては専用役務があると考えられますが、NTT地域会社は既に専用役務については事業者向け割引料金を導入しているところであり、かつ、他のアンバンドル機能も利用可能であることから、IP系サービスに必要なネットワーク要素は選択的に調達可能でありボトルネック性はないものと考えております。 このような状況下において、データ役務自体に事業者向け割引料金を導入することは、当社のサービス開発や新規設備の投資等のインセンティブを無くすこととなり、競争促進の観点からも適切ではないと考えます。

III　公衆網における事業者向け割引料金の設定について

他事業者意見	NTT地域会社の考え方
割引適用範囲に関する意見】 **○専用線におけるキャリアズレート導入が実現に向けて動いている現状を鑑み、公衆網におけるキャリアズレートについても、その考え方は同様であると考えるため、導入については問題ないと考える。** **【ＪＴ】**	○仮に公衆網へキャリアズレートを導入するとしても、専用線に比べて課金を行なうためのシステム構築に大規模な開発・改造が必要になること、自家利用回避のための事業用かどうかの確認行為については、通話対地が固定されておらず、事業用か自家利用かのチェックが困難であること、更に、ユニバーサルサービスの対象である等の状況を踏まえると、専用線と同様の考え方で導入の可否を判断するものではないと考えます。
○フレッツｉやフレッツADSL等のサービスは、指定電気通信設備を利用したネットワーク構成にも関わらず、指定電気通信設備の上に構築された地域IP網との相互接続は他事業者（ISPを除く）に許可していない状況です。（中略）そこで、このようにNTT地域会社が独占し、地域通信市場の競争が遅れている現状に少なからずとも競争を導入できる制度として、公衆網の事業者向け割引料金の導入は有意義なものとなると考える **【ＭＣＩワールドコム】**	○フレッツISDNフレッツADSL等への他事業者からの接続要望に対しては、現行の接続ルールに則り業務を遂行しており、差別的な取扱いにより接続を拒否したという事実はございません。インターネット接続以外の用途による接続については、要望事業者と技術的課題を協議しているところであります。
○米国では原則的に定額制の市内電話サービスを含む全ての電気通信サービスについて、非差別的に卸売料金で提供することとなっている。 **【ＫＤＤＩ】**	○米国では、通信法等により全ての電気通信サービスについて卸売料金の提供が義務付けられておりますが、それに合わせてユニバーサルサービス維持の仕組みも確立されております。 ○一方で、卸売料金が義務付けられたことにより、新サービスの開発インセンティブが著しく阻害されILECの設備投資が減少したと聞いております。
○キャリアズレートの導入により、ユーザはワンストップでの支払いが可能となる。 **【エディットネット】**	○通話料、基本料を含めたユーザへの請求については、現在での請求書の払い宛て変更で可能となっており、キャリアズレートの導入の有無とは関係ないものと考えます。
○多くのISPが「電話代+インターネット料金」を従量制または定額制で提供することが可能となるよう、呼毎について、また、現行のテレホーダイに準ずる月極料金についてのキャリアズレートを設定し、それを元にユーザから一括徴収することができる **【エディットネット】** **○再販又はキャリアズレートの新制度として、例えば、事業者単位での利用総額に対する段階的定率割引方式を検討していただきたい** **【テレサ協】**	○キャリアズレート対象通話が一般通話と同一番号体系の場合、あるユーザの全通話の中からキャリアズレート対象通話だけを呼毎に識別し、一般通話とは異なる課金を行なうためには、システム等の大規模な開発・改造が必要となるなど、数多くの課題があるものと考えます。

III　公衆網における事業者向け割引料金の設定について

他事業者意見	NTT地域会社の考え方
割引適用範囲／基本料】 **○ＮＴＴ東西ではなく、他事業者が再販を行い加入を促進する場合もあることから、電話等の基本料についても事業者向け割引料金の対象とすべきである** **【イーアクセス・C&WIDC・テレサ協・JT】** **○事業者向け割引料金の導入は、地域通信市場の競争の進展において有効な手段と考えており、電話／ISDN／データ伝送における加入者回線部分（各種付加サービスを含む基本料金等）にも導入する必要がある。** **【ＫＤＤＩ】**	**○電話サービスは成熟サービスであり、契約者回線数自体が減少しているところであって、移動体とは異なり既に新規需要は殆ど見込めない状況です。** **○仮に基本料について、キャリアズレートが設定されたとしても、電話回線の新規需要が見込めず既存回線のリプレースのみになる可能性が高く、競争促進によるパイの拡大が期待できないことから、ＮＴＴ地域会社にとっては単なる減収となり、ひいてはユニバーサルサービスの維持が困難になるものと考えます。** **○加入者回線の部分（電話の基本料）は、ユニバーサルサービスそのものであり、事住別・級局別料金や施設設置負担金の扱いなど慎重に検討すべき課題も多いものと考えております。**

III　公衆網における事業者向け割引料金の設定について

他事業者意見	NTT地域会社の考え方
割引適用範囲／　接続/非接続】 **○競争促進と導入の容易性の観点から、NTT地域会社への接続の要否については、専用線における事業者向け割引料金と同様に非接続でも可能とすべきである** **【ＭＣＩワールドコム】** **○事業者向け割引料金は、いわゆる公専公接続による回線再販の形態に代表される「接続」の形態と、電話回線群の大口割引サービスである電話サービスの再販に代表される「非接続」の形態の双方に適用されるべき** **【テレサ協】** **○接続,非接続といった接続形態に関わらず、「事業者向け料金と一般向け料金との間の費用範囲の違いを反映させる」という点については、控除するべき営業費用等が同等であると考えるため、両者については、適用及び割引の考え方を同様とすることで問題ない** **【ＪＴ】** **○卸電気通信役務の制度化が２００１年中に予定されていることから、相互接続と卸役務の違いに着目した両者の関係の整理を要望します。** **なお、指定電気通信設備における事業者向け料金（キャリアズレート）の卸役務への拡大の動きについては、そのボトルネック性を前提としたものであることから、一般論としての相互接続と卸役務の整理とは別に扱うべきと考えます** **【ＮＴＴ-Ｃ】**	**○専用線の非接続の場合については、事業者向け割引料金の設定はしておりません。** **○なお、電話通話料への再販売料金の導入については、実質的な再販売料金である異名義割引サービスを提供することとしており、これにより容易に同様の効果を得ることができるものと考えます。** **○キャリアズレートについて、相互接続と卸役務の定義が曖昧であることから、仮に卸役務に導入するのであれば、その枠組みについての議論が必要であると考えます。また、現行の事業法は、事業者からユーザへの役務提供のみ規定しており、卸役務の料金については規定されていないことから、事業法の改正が必要になるものと考えます。**

III　公衆網における事業者向け割引料金の設定について

他事業者意見	NTT地域会社の考え方
原価に含める費用範囲の議論】 **○事業者向けと言うことで営業コストを控除することが基本** **○事業者向け割引料金については、利用者料金から原則としてすべての営業コストを除いたのもとすべきです。ネットワークインフラにおいて有効な競争がなされていない現状では、弊社のような事業者にとって卸売りサービスを購入する代替的な事業者が存在しないということになります。** **○ＥＣの接続専用線の料金設定に関する勧告（Commission Recommendation On leased lines interconnection pricing in a liberalised telecommunications market, 24.11.1999）によれば、専用線の卸売り料金（wholesale price）は営業費用が発生しないことから、小売り料金（retail price）に比べ２０％は低い水準であるとされている。** **【C&WIDC】** **○キャリアズレートの料金設定にあたっては、ネットワークコスト（設備料相当のコスト）を下限とするべきであると考えます。** **○なお、キャリアズレートを導入した場合、公平性確保の観点から、利用者料金との関係を明確に規定し、キャリアに適用される料金は一律とすべきであると考えます。** **○基本的には専用線における事業者向け割引料金と同様、ユーザー料金から営業費等を控除したものを事業者向け割引料金として適用する事が適当であると考えます。** **【ＪＴ】**	**○仮に公衆網のキャリアズレートを設定する場合についても、ＮＴＴ地域会社にはユニバーサルサービスの提供が課されていることから、ユニバーサルファンドの創設等、ユニバーサルサービスの維持に関して全体の議論がなされることが前提であり、その結果を踏まえて費用範囲の議論をすべきであると考えます。**

III　公衆網における事業者向け割引料金の設定について

他事業者意見	NTT地域会社の考え方
【その他／単純再販売の議論】 **○平成１２年１２月１５日付けの一種事業者５社に対する料金変更命令のご措置を制度化につなげて行く観点から、一種事業者の直販割引サービスと同様な二種事業者向け再販用サービスを設け、事業者割引率（長期継続割引、ボリュウム割引を含む）などの提供条件も常に、一種事業者の直販割引サービスと同等以上の提供条件が確保される卸料金制度の整備が必要と考えます。** **【テレサ協】**	**○本来、自ら開発したサービス提供を行なうことで競争をすべきであるが、開発努力及び投資リスクを何も負わずにサービス提供を行なうことは、結果として新サービスの開発インセンティブを阻害し、市場全体の停滞にも繋がりかねないものと考えます。** **○米国においても、９６年の通信法改正によりＩＬＥＣに対して再販を義務付けた結果、ＣＬＥＣはＩＬＥＣのサービスを利用することに注力して自ら積極的にサービス開発を行わなくなり、ＩＬＥＣも新サービス開発のインセンティブを失ったため、ＩＬＥＣ自体が提供する新規データ系サービスの提供とそれに伴う設備投資が減少したと聞いております。**

III　公衆網における事業者向け割引料金の設定について

他事業者意見	NTT地域会社の考え方
【ユニバーサルサービス費用負担の議論】 **○しかしながら，前述の通り各事業者が個別にこのための拠出を行い，または助成を受けることは現実的ではないため，少なくとも端末回線について，NTT地域会社が全国プールによる一律の接続料金を徴収することで，それをもって最低限のユニバーサルサービスの費用負担とすることが相当であると考えます。** **【エディットネット】** **○仮に、事業者負担によるユニバーサルサービスの外部補助が行われる場合においては、以下の答申を踏まえ、ネットワークの外部性から、事業者向け割引料金の適用を受ける受けないにかかわらず、第二種電気通信事業者に対してもユニバーサルサービス負担を課すべきと考えます。** **【ＫＤＤＩ】** **○事業者向け割引料金の適用を受ける第二種電気通信事業者については、利用者約款によるサービス提供と相互接続によるサービス提供という制度的な枠組みの違いがあるのみであることから、ユニバーサルサービスの費用負担において相互接続事業者と異なるルールを適用する理由はないと考えます。** **【Ｃ＆ＷＩＤＣ】** **○営業費等を控除した事業者向け割引料金の適用を受け、そのネットワークを利用して事業を行う第二種電気通信事業者についても、コスト負担の公平性の確保の観点から、第一種電気通信事業者同様、ユニバーサルサービスの費用を負担するべきであると考えます。** **【ＪＴ】**	**○ユニバーサルサービス検討会で検討されるべき問題であると考えます。**

Ⅳ　接続関連費用の負担の考え方

他事業者意見	NTT地域会社の考え方
【網改造料の低廉化が図られるような算定方法に見直すべき】 **○網使用料と網改造料とでは、費用負担の方法こそトラヒックに合わせた負担と個別負担とで異なっておりますが、ＮＴＴへ接続するための料金という意味においては同様のものと認識しております。** **網使用料については、NTTの非効率性を排除したLRICの導入により接続料の低廉化が図られましたが、網改造料についても、NTTの非効率性を排除して、低廉化が図られるような算定方法にすべきと考えます。** **【ＤＤＩ－Ｐ】**	**○網改造料については、** **①本来は接続事業者側で具備すべき機能** **②特定事業者のみが利用する機能** **という性格を有する機能であることから、当該機能を利用する接続事業者の個別負担としております。** **つまり、網改造料の対象としている機能は「他事業者が共通的に利用できるよう、網として基本的に具備すべき機能」ではなく、「他事業者の個別要望に基づき設置するもの」であることから、実際にかかるコストをベースに算定されるべきものと考えます。** **網改造料の算定は、①報酬等については、網使用料と同等の算定方法で行っていること、②減価償却費については最新の技術、最新の物品価格をベースに算出された創設費（取得固定資産価額）から算定していること、③設備管理運営費比率を、指定電気通信設備の取得固定資産価額に対する費用の比率を会計値を用いて算定する等、公正かつ当社の経営改善に基く結果が反映されるものになっていると認識しております。**

Ⅳ　接続関連費用の負担の考え方

他事業者意見	NTT地域会社の考え方
【設備管理運営費率が毎年上昇している】 **○ヒストリカルコストに基づいた現在の算定方法では、年度をおうごとに設備管理運営比率が上昇する構造となっている。** **現実に平成10年度（7.2%）、平成11年度（7.7%）、平成12年（8.2%）と毎年上昇している。** **【ＤＤＩ－Ｐ】**	**○設備管理運営費比率の経年推移等については、別紙の通りであります。** **設備管理運営費比率が上昇傾向を示していますが、これは当該比率の算定要素の一つである「資産」が大幅に減小したことによるものと考えられます。資産減少は主として、ＮＴＴ地域会社の経営改善を推進するため、設備の効率的な運用を目指し急速に投資先の選別をすすめたことや、不要な資産の除却を行う等、経営努力を行ったことによるものです。** **一方、「費用」についても、その削減には人員や組織の整理が必要である等、継続的な取組施策として進めてきた結果、費用の低減化が結果として継続的にあらわれております。** **設備管理運営費比率の算定結果が上昇しているものの、対象となる物品の価格は減少傾向にあることから、新たな物品についての設備管理運営費は一概に上昇しているものではなく、また、実際にご負担いただく網改造料についても必ずしも上昇しているものではないと認識しております。（別紙参照）** **従って、当社の経営改善が進められている過程における、比率の算定結果が上昇傾向だとしても、実態のコストをより反映する方法として、ヒストリカルコストに基づく算定が不適切であることにはならないものと考えております。**

Ⅳ　接続関連費用の負担の考え方

他事業者意見	NTT地域会社の考え方
【設備管理運営費率の算定方法及び在り方の検討が必要】 **○同じ機能を持った装置であっても、最新のものと過去に導入されたものでは過去に導入された装置の方が高額である。** **現在の算定方法では、その二つの装置に係る設備管理運営費は過去に導入されたものの方が高額となるが、現実にはその二つの装置に係る設備管理運営費は差がないはずである。** **新しい算定方法及び負担の在り方についてご検討いただきたい。** **【ＤＤＩ－Ｐ】**	**○網改造料の年額料金の内訳となる、設備管理運営費（減価償却費以外）の算定については、当該装置に関する諸費用を個別年度毎に把握することは困難なことから、指定電気通信設備の取得固定資産価額に対する費用の比率を会計値から求め、当該装置の取得固定資産価額に当該比率を乗じて算定しております。** **さらに「接続料の算定に関する研究会」の報告書に基づき、前年度会計値を基に算出する諸比率については、算定実態との乖離をできるだけ小さくするため、当該実績比率の推移を加味し、当年度における予測値を用いており、より適切なものとなっていると認識しています。** **現行の制度においては、上述のように会計上明らかとなった数字を用いた算定を行っており、一定の合理性のあるものと考えます。**

別紙

設備管理運営費比率の推移等について
（通信料対応設備合計、除却費を個別に支払う場合）

	平成８年度実績（平成９年度適用）	平成９年度実績（平成10年度適用）	平成10年度実績（平成11年度適用）	平成11年度実績（平成12年度適用）
設備管理運営費用（百万円）	745,272	734,400 (前年度比:▲1.5%)	681,709 (前年度比:▲7.2%)	650,220 (前年度比:▲4.6%)
取得固定資産価額（百万円）	10,376,371	10,221,530 (前年度比:▲1.5%)	8,858,740 (前年度比:▲13.3%)	8,001,277 (前年度比:▲9.7%)
設備管理運営費比率（%）	7.2	7.2	7.7	8.1
適用比率（%）〔当年度比率予測後〕			予測 7.7	予測 8.3
当年度比率の予測方法	―	―	H8年度実績比率からH9年度実績比率への増減の傾きをH10年度実績比率に加味してH11年度適用比率を予測。	H8年度実績比率からH9年度実績比率への増減の傾きとH10年度実績比率からH11年度実績比率への増減の傾きの平均をH11年度実績比率に加味してH12年度適用比率を予測。
会計ベース	事業部収支	事業部収支	接続会計	接続会計
＊創設費を１としたときの年額料金の割合	0.31	0.30	0.30	0.30

＊　法定耐用年数：５年、料金回収期間：当月回収　の場合

Ⅳ　接続関連費用の負担の考え方

他事業者意見	NTT地域会社の考え方
【網改造の自己資本利益率を網使用料のそれより低くするべき】 **○一般的に、投資リスクに応じて報酬率は設定されるべきであるが、網使用料と網改造料の算定において、同じ報酬率（自己資本利益率）を使用している。網改造料の算定に使用する自己資本利益率が網使用料のそれより低くなるような算定方法をご検討いただきたい。** **【ＤＤＩ－Ｐ】**	**○ＮＴＴ地域会社の基本的な考え方は、自己資本利益率は、研究会等で示された考え方に基き設定しており、既に相当程度低い率となっており、また、原価算定規則の制定の際（平成９年度）に示された審議会の考え方の通り、「特定の機能のみを利用する接続事業者間での公平性を確保するために、指定電気通信設備全体で同一とし、機能ごとに差をつけるべきではない」ものと考えます。** **なお、「事業者が100%負担することを前提」とありますが、昨今の通信業界における市場変遷や厳しい競争下においては、事業整理等に伴い、ポケットベル事業のように網改造料においても未回収金が発生しており、考慮が必要であると考えます。** **また、本来、株式会社における自己資本は株主の期待利益を達成するために、個々のプロジェクトにおけるリスクとリターンを主体的に検討し、投資先が選定されるものであります。接続に必要なものとして義務的に行われる投資についても、株主の利益に反しないよう、他の自己資本の扱いと同様の利益率が期待できるように設定されるべきであると考えます。**

Ⅳ　接続関連費用の負担の考え方

他事業者意見	NTT地域会社の考え方
【減価償却費を算定する際の償却期間を見直すべき】 **○法定耐用年数により減価償却費を算定しているが、現実には設備は法定耐用年数が経過した後も利用する場合が多い。償却期間を法定耐用年数より長く設定すれば、初期負担が軽くなるため、サービス開始時より低廉な料金が設定でき、新規サービスが早い時期に軌道に乗りやすくなる。** **　減価償却費を算定する際の償却期間について、実際の設備利用期間に見合った償却期間とすることをご検討いただきたい。** **【ＤＤＩ－Ｐ】**	**○法定耐用年数償却完了後については、かかるコスト（減価償却費）の請求は行なわないことから、仮に、これを償却後も利用していたとしても、設備構築として出資額以上に設備のコストを回収しているわけではありません。** **　また、減価償却費相当の算定についても、初期負担の軽い「定額法」を用いた算定を行っており、ＮＴＴ地域会社の資産の減価償却費算定において行っている「定率法」よりは軽減されているところです。** **　なお、算定に用いている償却期間については、設備の使用実態に基づく耐用年数を適用しており、適切なものであると考えます。**

Ⅳ　接続関連費用の負担の考え方

他事業者意見	NTT地域会社の考え方
【ＤＳＭ－Ⅰは以下の理由から基本機能インタフェースとして整理されるべき】 **【ＴＴＮｅｔ・ＱＴＮｅｔ・ＫＤＤＩ】**	○基本機能として位置付けるべきものは、そのコストが全ての事業者から使用量見合いで負担されることとなるものであり、最大負担者であるNTT地域会社等を含め、原則全ての事業者が共通に利用するものとすべきであります。**ＤＳＭ－Ⅰ（相互接続伝送装置：別紙参照）といった方路設定装置については、相互接続において伝送路設備を効率的に使用するためのものでありますが、反面、そのために伝送装置側のコスト増を招くこととなり、一定のトラヒック規模を持つ事業者にとっては、伝送路をそのまま使用した方がコスト的に有利となります。従って、そのような設備の採否については各事業者が自主的に判断し決めるべきものであり、ＮＴＴ地域会社としては他事業者に対してコロケーションルールに沿って、当該設備の自前設置をお勧めしてきたところであります。しかしながら、ＤＳＭ－Ⅰについては、他事業者よりＮＴＴ地域会社側での設置を強く求められたことから他事業者の費用負担を前提に、個別の仕様で開発したものであります。** **したがって、ＤＳＭ－Ⅰは他事業者の要望されるＮＴＴ地域会社ビルへ個々に設置しており、当該利用事業者にとっては伝送路節約のコストメリットはありますが、当該装置を利用しないＮＴＴ地域会社等にとっては設置に関してコストメリットはありません。一方、仮に他事業者がＤＳＭ－Ⅰを使用しなくなった場合に、当該設備の転用等効率的な運用ができないことから、当社が設置した場合であっても、要望事業者において個別に負担すべきものであると考えております。**

Ⅳ　接続関連費用の負担の考え方

他事業者意見	NTT地域会社の考え方
【ＤＳＭ－Ⅰ関連意見： **（１）新ノード（ＡＳＭ）は心線直結（50M/150M）の接続機能しかないため、過大な回線容量が必要】** **○新ノードは心線直結（50M/150M)の接続機能しか有しておらず、接続トラヒックによっては過大な回線容量となる。** **【ＴＴＮｅｔ・ＱＴＮｅｔ】** **○ＡＳＭユニット毎に光芯線を直結する接続形態は大変非効率であり、弊社共事業者側が大きな負担を強いられることとなる。** **（ＮＴＴ地域会社が事業者との相互接続のためのインタフェース条件を十分整備していないことが原因）** **【ＫＤＤＩ】**	**（１）新ノード（ＡＳＭ）のインタフェース（５０Ｍ／１５０Ｍ）について** **○ＡＳＭについては、ＴＴＣ標準インタフェースを採用することで、ＮＴＴ地域会社網の高度化・コスト低廉化に努めております。ＴＴＮｅｔ殿・ＱＴＮｅｔ殿・ＫＤＤＩ殿のご意見にあるようなインタフェースを実現するためには、ＴＴＣ標準外の低速インタフェースが必要となり、結果としてＮＴＴ地域会社網の非効率化とコスト増を招くこととなることから、ＡＳＭへの相互接続は「心線直結によるＡＳＭ接続する形態」を基本とさせていただいております** **　なお、ＴＴＣ標準インタフェース準拠の心線直結による相互接続の考え方については、ＬＲＩＣの検討でも採用されているものと考えております。**

Ⅳ　接続関連費用の負担の考え方

他事業者意見	NTT地域会社の考え方
【ＤＳＭ－Ｉ関連意見： **（２）新ノード（ＡＳＭ）との接続の場合、効率的な接続設備構築のためにＤＳＭ－Ｉを使用することが必要】** **○接続事業者が、各ノードへ心線を直結するか、あるいは多重化装置等をＮＴＴビル内に設置して接続することは、投資コストがかさみＧＣ接続を推進する上で過大な負担となる。** **【ＴＴＮｅｔ・ＱＴＮｅｔ】** **○ＤＳＭ－Ｉを介し複数ＡＳＭと接続する形態は当然あるべき接続形態であり、事業者側からの要望によりＮＴＴ地域会社が個別に対応するべき性質のものではない。** **　従って、ＤＳＭ－Ｉを基本機能インタフェースとし、事業者がＤＳＭ－Ｉを介し複数ＡＳＭと接続する形態についても選択できるよう整理されることを要望。** **【ＫＤＤＩ】**	**（２）ＡＳＭとの接続において、ＤＳＭ－Ｉが必須とのご意見について** **○ＡＳＭとの接続の実現方式としては、ＤＳＭ－Ｉだけでなくいくつかの選択が可能となっております。** **①ＴＴＣ標準インタフェースに基づく心線直結** **②他事業者様にて方路設定装置を個別設置** **③ＮＴＴ地域会社の中継伝送機能（専用型）を利用** **④ＮＴＴ地域会社のＤＳＭ－Ｉを利用** **　他事業者にて方路設定装置を個別設置することは、投資コストがかかるとのご意見がありますが、接続用伝送路設備の費用負担は他事業者にて行っていただくことが原則（「接続の基本的ルールの在り方について」平成8年12月19日電気通信審議会答申 ）であり、ＮＴＴ地域会社等を含めた全事業者負担とすることで自らのコストの軽減を図るといった考え方は極めて問題であると考えます。ＮＴＴ地域会社としても、円滑な相互接続の実現に向け開発技術・ノウハウを提供させていただき、機能を絞ってコストの低廉化を図った相互接続伝送装置の開発にご協力させていただいたところであり、個別負担相当の費用であってもコストメリットがあると判断された他事業者が、現時点においてＤＳＭ－Ｉの利用を行っているところです。**

Ⅳ　接続関連費用の負担の考え方

他事業者意見	NTT地域会社の考え方
【ＤＳＭ－Ｉ関連意見： **（３）ＤＳＭ－Ｉを使用する他事業者も利用する機能である】** **○当社のみならず他事業者においても、当該装置の利用について拡大の傾向にあること。** **【ＴＴＮｅｔ】** **○ＤＳＭ－Ｉが基本機能インタフェースとして整理されることにより、今後弊社のみならず他の事業者も効率的な設備・コストでＮＴＴ地域会社とＧＣ接続を行えるようになる。** **【ＫＤＤＩ】**	**（３）ＤＳＭ－Ｉは多くの他事業者が利用する機能であるとのご意見について** **○ＤＳＭ－Ｉの利用をご要望される他事業者が複数ある一方で、心線直結形態で相互接続する他事業者や、ＮＴＴ地域会社とＧＣ接続していない他事業者もあることから、ＤＳＭ－Ｉは他事業者要望に基づき個別に設置・専有するものであり、網使用料とすると負担の公平性が保てないことから、使用する他事業者による個別負担とすることが適当と考えます。** **（４）その他** **○ＬＲＩＣの導入に際して、事業法や接続料規則が制定されましたが、その中でＮＴＴ地域会社は指定電気通信設備として通常用いることのできる高度で新しい電気通信技術を利用した効率的なものとした場合をモデルとしており、ＤＳＭ－Ｉについてはそのモデルの対象外であると考えております。**

別紙

ＤＳＭ－Ⅰ（相互接続伝送装置）の概要

○ＴＴＣ標準インタフェースにより、多重化された複数の入出力信号間において、１．５Mb/s単位で任意の方路設定を行うことが可能　（入出力：５２Ｍ・１５６Ｍ）

○他事業者要望により、他事業者の個別費用負担を前提に開発

注）ＤＳＭ－Ⅰが無くても、新ノード(ＡＳＭ)及び専用回線ノード装置への接続は心線直結により実施可能です。

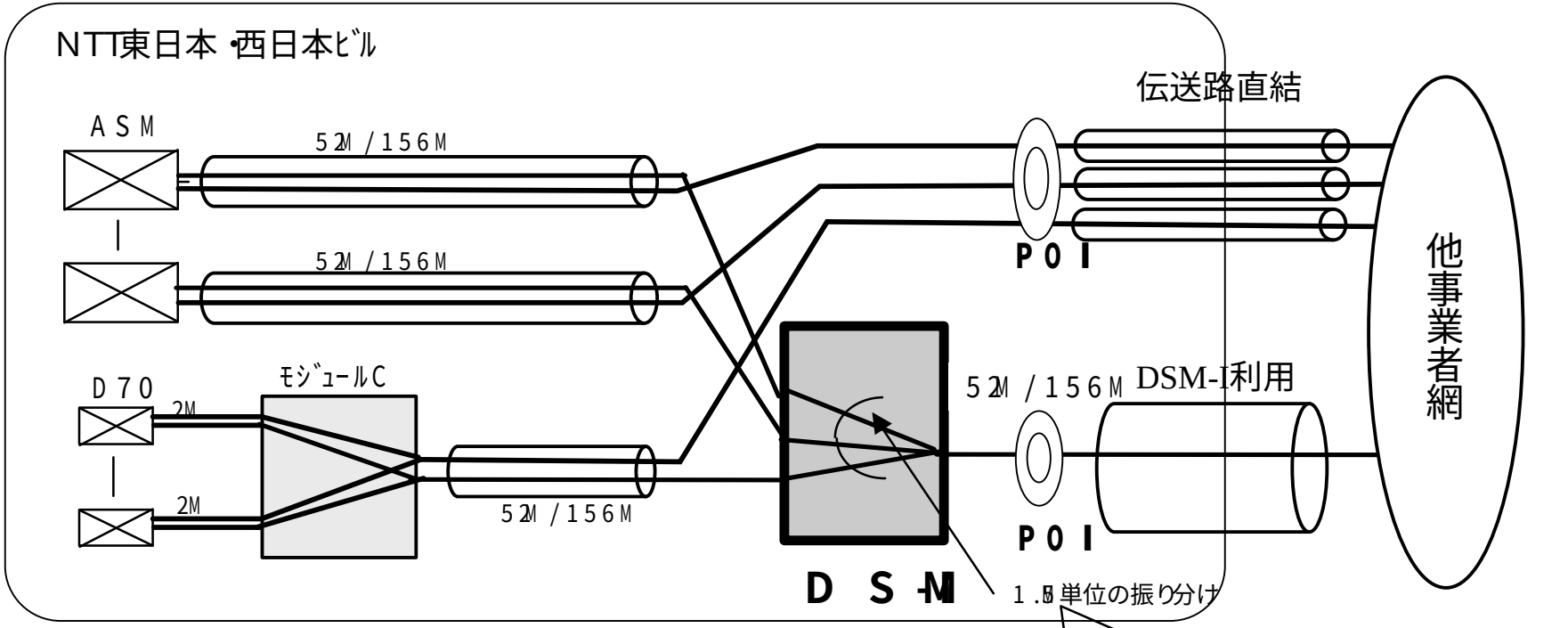

Ⅳ　接続関連費用の負担の考え方

他事業者意見	NTT地域会社の考え方
【接続用伝送路は基本的機能である】 **○また、接続用伝送路（ＧＣ接続用のＴＣＭ）の費用について、他事業者が負担することと整理されておりますが、ＤＳＭ－Ⅰと同様の位置づけであるため、*<u>ネットワークが本来有すべき機能</u>*であり、基本的な接続機能であると考えます。従って、今回の接続ルール見直しの場において、基本機能と整理していただきたいと考えます。** **　ＴＣＭは、これを介さずにＤ７０交換機と接続することは技術的に困難であり、接続に必要な最低機能と捉えることが適切と考えるため。** **【ＫＤＤＩ・ＴＴNet・同旨ＱＴNet】** **第７節　接続関連費用の負担の在り方** **２　接続関連費用の負担の考え方** **（３）接続用伝送路** ***<u>接続用伝送路の費用については、原則として、他事業者が負担すべきである。</u>***　以下略） 【接続の基本的ルールの在り方について」答申 平成8年12月19日付）～P23～】	**○ＧＣ交換機に接続を行う際の接続方法については、** **①他事業者自前伝送路及びＮＴＴ地域会社接続用伝送路（網改造料）を利用する。** **②中継交換機設置ビルより当社中継伝送機能専用型（網使用料）を利用する。** **③中継交換機よりＮＴＴ地域会社等の他のトラヒックと伝送路を共用利用する。** **という接続方法がありますが、いずれにしても若干の例外を除き、ＧＣ交換機へはＴＣＭを介して接続することになります。** **　しかし、上記①のような場合において、ＧＣ交換機の網使用料の扱いになることは以下の理由により適当でないと考えます。** **ⅰ．①における接続形態においては、当該伝送路は当該利用事業者のみが専有し、また、他のトラヒックとの混在ができない。** **ⅱ．ＴＣＭ設備設置数量については、利用事業者の申し込み回線数（将来的な利用予定や分割損による非効率性も内包し得る。）に基づき個別に建設している。** **　また接続の基本ルールにおいても、その主旨が反映されていると考えます。**　平成8年12月19日付答申） **（現利用事業者の利用実態を考慮すると②や③の形態と比較しても著しく利用頻度が低くなっております。）**

Ⅳ　接続関連費用の負担の考え方

他事業者意見	NTT地域会社の考え方
【接続用伝送路（POIまでの伝送路の費用負担の在り方の法規制を望む）】 **○現在定額の電話サービスに関してはフレッツＩＳＤＮがありますがＰＯＩポイントと呼ばれるＮＴＴ－地域プロバイダ間の相互接続拠点が遠く離れている場合、そこまでの接続料金は地域プロバイダ側の負担になってます。相互接続なのにＮＴＴが専用線をプロバイダまで引いたという話を聞いた事がありません。この辺の法規制も望みたい所です。** **【テクノリサーチ】**	**○他事業者ビルからＮＴＴ地域会社通信用建物内のＰＯＩまでの伝送路（いわゆるアクセス伝送路）については、従来から電気通信審議会においても「接続用伝送路の費用については、原則として他事業者が負担すべきである。」（「接続の基本的ルールの在り方について」（平成8年12月19日電気通信審議会答申）との考え方にが示されているところであり、他事業者に負担いただくものとしており整理済みであるものと考えます(接続事業者が加入者系事業者である場合を除く)。**

Ⅳ　接続関連費用の負担の考え方

他事業者意見	NTT地域会社の考え方
【事業者間精算機能は基本機能として網使用料回収とすべき】 **○事業者間精算機能は、多数事業者間インタフェースと同様、他事業者の利用が将来ありうるものと考えます。** **　多数事業者間インタフェースの開発の契機となった当該接続形態の申入れ段階から、このような精算方法について要望して参りました。** **　ＮＴＴ地域市内交換機接続の開放に伴ない、これを円滑に進めるために必要となった側面があります。** **番号ポータビリティにおける網改造費用は、基本機能と位置づけられたことから、既存のＡＣにより負担することとなっております。事業者毎のニーズのありなしでの判断ではなく、総合的な判断が必要と考えます。** **　従って基本機能として、既存の網使用料により回収する整理が望ましいと考えます。** **【ＫＤＤＩ】** **○多くの事業者が利用できる又は利用している機（事業者清算機能）については、網使用料として広く薄く負担する事が適当であると考えます。** **【ＪＴ】**	**○事業者間精算に係る機能を分担している装置については、電気通信事業法及び関連省令等に基づく指定電気通信設備ではありませんが、相互接続に当たって共通に必要となる設備であるため、原則としては網使用料による負担としてきたものであり、一般論としては既にＪＴ殿の意見どおりとなっております。** **　しかしながら、このような負担方法は、当該機能がすべての接続事業者に対して共通的な精算機能を提供するものであることを前提としており、特定の接続事業者の要望に基づく個別の「機能追加」に係る開発が発生することまでは想定しておりません。** **　したがって、特定の接続事業者によって当該接続事業者のみが使用する機能の開発が要望された場合にまで、その費用負担について網使用料とすることは、結果として当該機能の利用がまったく想定されない他事業者にまで負担を求めることとなり、事業者間の費用負担の公平性を欠くこととなるものであることから、受益者負担の原則から要望した接続事業者による個別負担とすることが適当であるものと考えます。** **　なお、負担の在り方については、費用負担の対象となる機能自体に着目されるべきものであり、その開発要望の遠因となった事象が多数事業者間インタフェースを利用するかどうかについては、本件とは無関係と考えます。** **　また、番号ポータビリティにおける網改造費用の扱いは、利用他事業者側の事業規模に格別の配慮を行った例外的措置であったものと考えております。**

Ⅳ　接続関連費用の負担の考え方

他事業者意見	NTT地域会社の考え方
【ＩＧＳ迂回機能は基本的機能である】 **○多くの事業者が利用できる又は利用している機能（加入者交換機接続におけるあふれ呼の中継交換機迂回接続機能）については、網使用料として広く薄く負担する事が適当であると考えます。** **【ＪＴ】** **○ＧＣ接続に係るＩＧＳ迂回機能は、前頁のように、ＧＣ接続における二重帰属の役割を果たすものでありますが、本機能は、個別機能として平成１０年６月１９日付で既に届出されております。** **一方、ＺＣ接続における二重帰属（主にソフトウエア費用）については、基本機能としてアクセスチャージに含まれております。** **弊社では、両者の整合性等の観点から、ＧＣ接続に係るＩＧＳ迂回機能は、基本機能であると整理していただきたいと考えます。** **【ＫＤＤＩ】**	**○「ＧＣ接続あふれ呼をＺＣに迂回する機能」は、ＧＣ接続回線が利用できない場合（回線全話中、回線故障や回線保守による閉塞等）に、呼をＩＣ接続回線に迂回させる機能であり、ＧＣ接続とＩＣ接続を同時に実施している他事業者のみが利用可能な機能となっており、携帯・ＰＨＳ・ＣＡＴＶ等の事業者は利用しておりません。** **したがって、本機能のご利用を要望する他事業者が選択的に利用する機能であり、全協定事業者が共通して利用可能な標準的機能（基本的な接続機能）ではないことから、網改造料として扱うことが適当であるものと考えており、従前の審議会の考え方等にも示されていると認識しております。** **なお、当社の二重帰属は、トラヒックを予め等分に回線分離して疎通することにより網の信頼性を確保しているものであり、当該機能（回線が利用できない場合に呼を迂回する機能）とは異なるものです。** **また、本機能を「届出」とした理由としては、この機能がなくてもＧＣ接続が実施可能であり、認可対象の条件である「当該機能を用いなければ接続が行われない機能」ではないことによるものです。** **「（考え方６２）ＩＧＳ迂回機能については、当該機能が現状において汎用的であるとは言えないので、現状では個別負担が不当とは認められない。」とされております。）** **平成１１年１月２２日郵政省報道発表資料「日本電信電話㈱の指定電気通信設備に係る接続約款の変更の認可　－平成１０年度接続料の認可－」に付されている、「日本電信電話㈱の接続約款変更案に対する意見及び再意見並びにそれに対する考え方」より**

Ⅳ　接続関連費用の負担の考え方

他事業者意見	NTT地域会社の考え方
【加入者交換機機能ﾒﾆｭｰ利用機能は網使用料とすべき】 **○多くの事業者が利用できる又は利用している機能（加入者交換機機能ﾒﾆｭｰ利用機能）については、網使用料として広く薄く負担する事が適当であると考えます。** **【ＪＴ】** **○以下の「接続の基本的ルールの在り方（平成８年１２月１９日付）」を踏まえると、「基本的な接続機能」は決して基本呼のみを限定したものではなく、ユーザの利便性を確保した公共の利益増進に資するための接続機能（インタフェース）、すなわち高度サービスの提供機能も十分含まれるものであると理解しております。** **（略）** **従って、基本的な接続機能を提供するために発生するネットワークの改造費用であり、ネットワークが本来有すべき機能を備えるための費用として、接続ルール見直しの場において整理していただきたいと考えます。** **【ＫＤＤＩ】**	**○加入者交換機機能メニュー（以下、機能ﾒﾆｭｰ）は、着信課金サービスやＶＰＮ等の付加サービス実現のための要素機能を予め作り込み、各他事業者がＳＣＰ等で制御・統制することにより各種サービスを多様かつ迅速に実現し、サービス競争の活性化を図ろうとするものですが、これについては、** **①機能メニューは全事業者が使用するとは限らないこと、また、全ての機能メニューが共通的に使用されるものではないこと** **②具体的には、携帯・ＰＨＳ・ＣＡＴＶ等の事業者も当面利用予定はなく、したがって、加入者交換機の網使用料とすることは当該負担を余儀なくされることから、コスト負担の公平性の観点から適当ではないこと** **なお、ＮＴＴ地域会社の付加サービスを実現するために加入者交換機に付加した機能にかかる費用も、付加サービス使用料としてユーザから回収しており、加入者交換機の網使用料の対象とはしていないこと等の理由より、全他事業者が広く薄く費用負担すべき機能ではなく、受益者負担の原則から、当該機能の利用を要望した他事業者のみで負担する網使用料とすることが適当であるものと考えます。**

Ⅳ　接続関連費用の負担の考え方

他事業者意見	NTT地域会社の考え方
【網同期クロック供給機能】 **○多くの事業者が利用できる又は利用している機能（網同期クロック供給機能）については、網使用料として広く薄く負担する事が適当であると考えます。** **【ＪＴ】**	**○網同期クロック供給機能については、「直接接続を行っておらず、ＧＣ／ＩＣ等の網使用料を支払っていないが、当該機能は利用している。」という利用事業者（ＤＳＬ事業者等）おり、このような事業者が存在している機能に対する負担方法としては、利用事業者による個別負担として網改造料としての負担方法が、適当であると考えており、既に運用を行なっているところです。** **　なお、当該機能については、LRICのモデルには含まれていないものと認識しております。**

Ⅴ　網機能提供計画

他事業者意見	NTT地域会社の考え方
【見直しを行うべきではない】 **○「意見が見られないこと」をもって「見直しを行うべき」と判断すべきではないと考えます。他事業者が同時に提供開始を行うことが不可能となります。** **【ＫＤＤＩ】** **○この制度の導入を必要とした理由は現在でも充分に当てはまるものであり、これまで意見の提出がなかったことは、計画内容に不都合がないと他事業者が判断したからであって、計画に関して他事業者からの意見が見られないことやＮＴＴ東西の網改造着手や機能の提供開始が遅れること等を根拠としてこの制度の範囲が縮減され、あるいは公表期間等について短期化等がなされるようなことがあってはならないと考えます。** **【Ｃ＆ＷＩＤＣ】** **○弊社としては、「他事業者が提供計画を知り得り、必要に応じて意見を言えるスキーム」が重要なのであって、意見提示実績の存否はルール見直しの論拠にはならないと考えます。したがって、従来どおりのルールで運用されることが適当と考えます。** **【ＴＴＮｅｔ】** **○指定電気通信設備を有するＮＴＴ地域会社が、一定のルールの下、網改造着手前に情報開示を行うことについては、他事業者との公正競争確保の観点から大変重要であるとともに、情報開示をしていることにより、接続開始が遅れるといったトラブルを防いでいると認識しております。よって、引き続き、網機能提供計画の届出公表義務は必要不可欠であると考えます。** **【ＪＴ】** **○届出公表義務の見直しについては、ルール一般として、事業者間において同時にサービスの開始ができる状況が担保され、かつ、個別案件として、反対する事業者がないことが前提であると考えます。** **【ＫＤＤＩ】**	**○網機能提供計画の届出公表制度は、ＮＴＴ地域会社が主として自社利用のために開発する予定の網機能を他事業者において「利用」してもらうための検討及びＮＴＴ地域会社との機能追加・変更等の協議のために設けられたものであって、「計画内容に不都合がない」「意見を言えるスキーム」といった他事業者がチェックするために設けられているものではありません。他事業者において、当該網機能について需要がない現状を鑑みると、そのために開発着手前に「２００日」ものモラトリアム期間を設けるメリットは全くなく、ユーザに新機能の利益享受を遅らせるだけのものと考えられます。仮に他事業者がＮＴＴ地域会社の開発機能をチェックし意見を述べたいというのであれば、現在の意見の申出（事業法第96条の2）制等を利用すれば足りるものと考えます。** **　ＮＴＴ地域会社としては、ＰＯＩ調査期間や工事期間の短縮等を図ってきたところでありますが、他方においてこのようなモラトリアム期間を、需要がなかったにもかかわらずそのままにしておくことはＩＴ革命の推進にはそぐわないことと考えております。** **　なお、ＮＴＴ地域会社として、他事業者において設備変更が生じる等、相互接続に必要な情報開示については、今まで通りこれからも他事業者において必要な措置がとれる時期までに実施していく考えです。**

Ⅴ　網機能提供計画

他事業者意見	NTT地域会社の考え方
【制度による規制を強化すべき】 **○公正競争の観点からも、説明会の場で質問できるような内容を開示していただきたいと考えます。機能の概要のみならず、例えば、①接続時期、②接続エリア、③用途等、接続仕様書と同レベルの情報の開示を要望します。** **【ＫＤＤＩ】** **○説明会の開催を義務づけ、また説明会開催の時点において、技術的条件（設備構成、上位レイヤも含めたインタフェース条件等）を開示し、接続事業者が、その条件についての協議を行うことが必要と考えます。その結果、公平なサービスの提供（提供開始時期等）が可能となるルールとすべきと考えます。** **【ＫＤＤＩ】** **○情報の公表につきましては、官報公示のみならず、広く報道発表で公表する義務が必要と考えます。** **【ＫＤＤＩ】** **○現行の「自主的」なルール「接続に関する情報開示（インタフェース関連）」についても、義務化すべきと考えます。** **【ＫＤＤＩ】**	**○網機能提供計画の届出公表時においては、そもそも網改造（開発）着手前での情報開示であり（サービス開始時期からみるとソフトウェア開発の場合2年以上前）、機能仕様レベルでの議論を前提とした制度趣旨であることから、機能仕様における条件規定的な内容となり、具体的な内容とはならないものと考えられますが、このことは制度自体の結果でありやむを得ないものです。但し、「機能提供可能時期」、「提供エリア」、「接続インタフェース」に関する情報も記載し情報提供しており、また、計画の自主的な公表として、届出後速やかにＮＴＴ地域会社の公開情報ＨＰに掲載し、協定事業者に届出の事実と説明会開催を個別に周知し、情報ステーション等において届出書を入手可能としており、他事業者の利便を図ってきたところです。** **さらに、網機能提供計画の届出公表後、具体的かつ詳細な検討を行うための情報について、自主的な開示及び個別提示を行い、他事業者の準備に支障をきたさない対応を行っておりますが、残念ながら実需が生じておりません。** **○官報公示は、公的な公表手続きとして必要十分なものと考えてきましたがこれに加えてＨＰ掲載や個別周知までしており、手続き的には十ニ分なものであったと考えられ、それでも他事業者利用が出なかったことをもう一度申し上げたいと考えます。** **○接続インターフェースについては、現行の自主ルール運用で、支障をきたしておらず、事業法における「指定設備に係る情報提供努力義務」に基づく自主的なルールによる情報開示で問題なく、義務化は不要と考えます。**

Ⅴ　網機能提供計画

他事業者意見	NTT地域会社の考え方
【網機能提供計画制度について見直すべき】 **○開発着手の遅れにつながる網機能提供計画の事前開示義務については、開発着手までに事業者間調整が必要な電話サービス向けの基本的な機能に限定すべきと考えます。現在、電話向け機能と同等扱いとなっている電話以外のＩＰサービス向けなどの機能については、各事業者によるＩＰサービスの早期提供の観点から、事前開示義務を見直す必要があると考えます。** **　また、公的研究会やＴＴＣの場で既に事業者間調整が済んだ網機能については、開示の対象外としても問題ないと考えます。** **【ＮＴＴ-Ｃ 】**	**○ＮＴＴ地域会社としては、ＮＴＴコミュニケーションズ殿意見に賛同します。**

Ⅴ　網機能提供計画

他事業者意見	NTT地域会社の考え方
【届出公表範囲について見直すべきではない】 **○公表を行う範囲については、現行の通りで問題ないと考えます。** **【ＪＴ】** **○公表の範囲を縮減すべきではないと考えます。** **【ＫＤＤＩ】**	**○本制度が存続する場合において、制度の運用実績を踏まえ、届出公表範囲について、制度趣旨を鑑み、必要な機能に限定すべきと考えます。** **具体的には、ＮＴＴ網機能の変更に伴い他事業者網にも影響が生じ得るものに限定し、特に、ベンダ主導で開発され、誰でもが調達可能で、かつその装置の開発スピードが速いものについては対象外とすることが、ＩＴ革命推進のためには不可欠と考えます。なお、ベンダにとっても機器・機能仕様の内容の公表等求められることは一般的には歓迎されません。**
【非指定設備も対象とすべき】 **○指定電気通信設備を有する事業者においては、その影響が大きいことから、接続に関する設備について、基本的に、指定設備、非指定設備の区別に拘わらず、情報開示のルールを適用する等も検討していただきたいと考えます。**	**○ＫＤＤＩ殿がご指摘の事例に関しては、網機能開発着手前の情報開示制度により担保される事象ではなく無関係と考えます。** **具体的には、ＤＤＩ殿（当時）が要望した複数の接続形態の技術的課題に関する検討と、局内ＬＡＮインタフェースによる初めての接続形態（ＰＯＩ位置等）及び費用負担の協議であり、ＮＴＴ地域会社設備に係る機能仕様の協議ではありませんでした。** **なお、平成１１年１１月のフレッツＩＳＤＮ提供開始時には、ＮＴＴ-Ｃｏｍ殿だけではなく、ＮＴＴ東日本で「１７事業者」、ＮＴＴ西日本で「２１事業者」が接続を開始しており、ＤＤＩ殿（当時）においては、要望された接続形態の実現を優先され、サービス開始時期には拘らない旨ご判断されたものと認識しております。**
以下の事例については、「網機能提供計画」のルールに準じた進め方を採るべきであったと考えます。 **（ＩＰ通信網サービス「フレッツ・ＩＳＤＮ」 の提供開始時に発生した問題）** **・原因：東西ＮＴＴ地域会社が提示した技術条件に、弊社の希望した設備構成が含まれていなかったため。** **＊ＮＴＴ西日本との接続開始時期** **・ＮＴＴコミュニケーションズ：平成11年11月** **・ＫＤＤＩ：平成12年 3月** **【ＫＤＤＩ】**	

Ⅴ　網機能提供計画

他事業者意見	NTT地域会社の考え方
【ＮＴＴが不要とする機能についても対象とすべき】 **○たとえ、「事業者間のコンセンサスを得た」機能、ＴＴＣ標準インタフェースの機能であっても、提供時期、提供エリア等の情報を得られなければ、インタフェースの調達時期が分からない等の問題があります。** **　また、標準インタフェース上で機能する東西ＮＴＴ地域会社の独自仕様（例えば、アラーム転送機能等）についての情報が得られず、接続したとしても、エンド・エンドの保守監視が不可能となります。** **　よって、情報開示は必要と考えます。** **【ＫＤＤＩ】**	**○ＮＴＴ地域会社としては、相互接続に必要な情報開示を実施していくことは当然のことと認識しており、これからも実施していく考えです。** **○ご指摘の前段の情報開示については、本制度の有無に関わらず、利用を前提とした接続開始に向けた協議等で提供している情報であり、他事業者の円滑な準備を図るべく、これからも他事業者への情報開示を行っていく考えです。** **○ご指摘の後段の情報開示については、本制度の有無に関わらず、「開発着手前の段階」では詳細が決定しておらず、開発着手後詳細が決定した時点で、自主的に実施しているインタフェース開示か個別協議において提供している情報であり、他事業者の円滑な準備を図るべく、これからも他事業者への情報開示を行っていく考えです。** **○ＮＴＴ地域会社としては、少なくとも「事業者間のコンセンサスを得た」機能、ＴＴＣ標準インタフェースの機能等については、そもそもが他事業者が容易に利用できるようになっているものであり、改めて当該利用協議のために、一律２００日間ものモラトリアム期間を確保する（開発着手を遅らせる）必要がなく、早期に開発着手すべきであり、それがＩＴ革命の推進に寄与するものと考えております。**

Ⅴ　網機能提供計画

他事業者意見	NTT地域会社の考え方
【公表期間について短縮化を行うべきではない】 **○事業者間の公平性の観点から、公表期間等について、単に短期化を行うべきではないと考えます。** **また、短期化にあたっては、ルール一般として、事業者間において同時にサービスの開始ができる状況が担保され、かつ、個別案件として、反対する事業者がないことが前提であると考えます。** **【ＫＤＤＩ】** **【公表期間について柔軟な対応は問題ない】** **○例えば、網機能提供計画公表後一定期間を設け、その間に他事業者から協議開始要望がなかった場合「網機能提供計画の届出」から「ソフトウェア開発着手」までの期間（200日以上）等を繰り上げて網改造着手することができる等、より運用の柔軟性をもたせる措置をとることについては問題ないと考えます。** **【ＪＴ】** 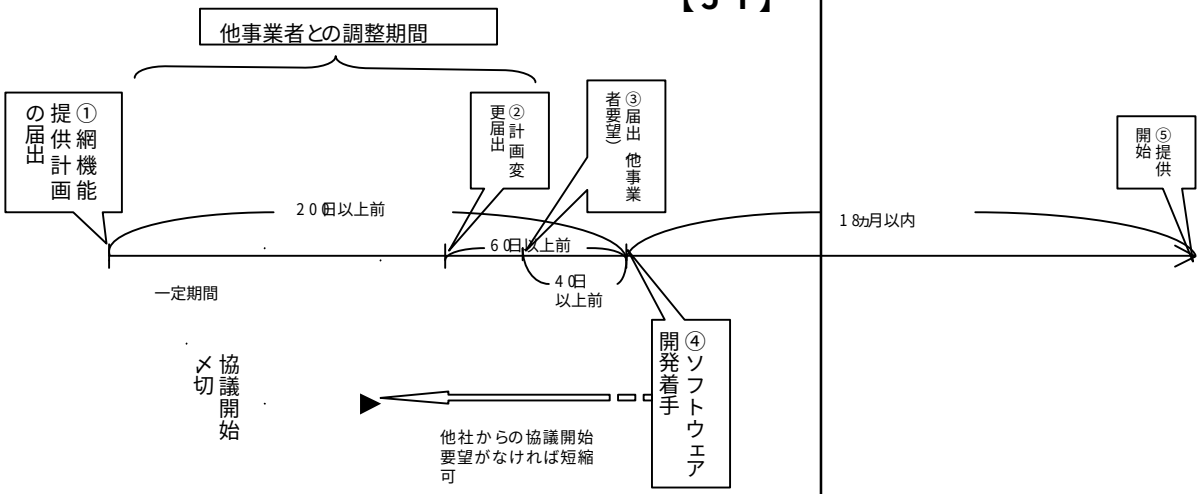 	**○網機能の届出・公表は、本来ＮＴＴ地域会社の自社利用に開発した機能を他事業者も利用するための検討・協議するために確保しているモラトリアム期間であり、他事業者から反対・賛成の判断をしていただくための期間ではありません。** **したがって、需要がない現状では、公表期間は不要と考えます。仮に、真に他事業者にＮＴＴ地域会社の網機能への需要がある場合は、検討・協議するための必要な期間を確保するという考えはあるものと考えますが、その期間は必ずしも開発前２００日ということにはならないものと考えます。** **○仮に本制度が存続する場合において、ＪＴ殿意見のとおり、届出後他事業者要望がない場合は、一律公表期間を確保することなく、網改造着手を早期に可能とする等柔軟な制度にすることは必要不可欠だと考えます。**

Ⅴ　網機能提供計画

他事業者意見	NTT地域会社の考え方
【開発期間を短縮して欲しい】 **○*<u>ソフトウェア開発着手から提供開始までの期間は、現行の「１８ヶ月以内」の短縮を要望します。</u>*** **実際は、殆どのケースが、期間の最長である「１８ヶ月」を要しています。** 例） ・番号ポータビリティ（平成11年7月～平成13年4月） ・機能メニュー（平成10年7月～平成12年3月） ・優先接続（平成11年7月～平成13年5月） ・多数事業者間インタフェース　　等 **【ＫＤＤＩ】**	**○ソフトウェア開発期間の期間短縮については、当初２４ヶ月以内であったものを、平成９年度着手分から１８ヶ月以内にしたものであり、引き続き更なる短縮に向け検討しているところであります。**

Ⅵ　その他

他事業者意見	NTT地域会社の考え方
【DSLAMは指定電気通信設備とすべき】 **○接続ルールの見直し一次答申では、ＤＳＬＡＭについては代替性の観点から指定電気通信設備の範囲外とされていますが、しかしながら、ＤＳＬサービスは、ボトルネック設備である加入者回線と一体で提供されるサービスであり、またＤＳＬＡＭはＮＴＴ地域会社の局舎に設置されるため、ＮＴＴ地域会社と他ＤＳＬ事業者との間の公平なコロケーション条件等、競争条件の確保が今後より必要になると考えます。従いまして、ＤＳＬＡＭについては、改めて指定電気通信設備とするよう要望いたします。** 【イー・アクセス】	**○接続ルールの見直し第一次答申のとおり、競争的に供給が受けられるようなＤＳＬＡＭやルータなどの局内設備については、他事業者も容易に調達、設置できることから、設備の代替性が強いため、指定電気通信設備に含める必要はないと考えます。** **○なお、コロケーションルールの適用対象は、現在接続に必要な装置であるか否かによって決めており、当該設備を介した接続が指定設備との間接的に接続されるものであっても必要不可欠であれば、他事業者伝送系装置等のコロケーションについて、現行同様指定設備への接続にかかるコロケーションルールを準用しております。**

Ⅵ　その他

他事業者意見	NTT地域会社の考え方
【加入者回線に係る情報が公開されていない】 ○接続ルール整備の前提として、ボトルネック設備を有するＮＴＴ地域会社との公正有効競争の確保が必要であります。ＮＴＴ地域会社は加入者回線回線を独占しており、公正有効競争を確保するためには、加入者回線情報の公開が必須であります。具体的には、ＮＴＴ地域会社は同社のＡＤＳＬサービスを顧客に案内する際に、加入者回線が光収容であるか、また現在ＩＳＤＮを利用している回線がアナログ回線に同番移行できるか等を電話受付窓口にて回答できる体制を構築しておりますが、同等の情報は現時点において他事業者に公開されておりません。これは公正有効競争の観点からも大きな問題であると認識しており、一刻も早い情報公開が必要であります。 ○また、ＡＤＳＬサービスを申込むにあたっては、名義人及び名義人住所を記入する必要がありますが、マイラインにおいては名義人のみであり、名義人住所を記入する必要はありません。申し込まれる方のなかには正確な名義人あるいは名義人住所を把握していない場合があり、回線の開通が遅れる大きな原因となっています。開通までの手続の円滑化のために、ＮＴＴ地域会社に、マイラインと同様に名義人住所の記入は不要としてもらうことを要望いたしましたが、それはできないとの回答をいただいております。何故ＡＤＳＬサービスでは名義人住所が必要な一方、マイラインでは不要であるのか、経緯含め検証する必要があるとともに、今後のＡＤＳＬサービス普及のためにも名義人に係る情報の他事業者への公開に向けた議論が必要であります。 【イー・アクセス】	○ＮＴＴ地域会社が所有する「光化エリアの対象となる電話番号情報」については平成１３年２月２日より、「ＩＳＤＮからアナログへ同番で移行できるか否かの局番情報」については２月２０日より、協定事業者向けホームページにて公開しており、接続事業者にてＮＴＴ地域会社１１６と同等のお客様対応が可能となるよう改善を進めております。（ＮＴＴ西日本においては検討中。） ○利用回線型（電話重畳タイプ）のＡＤＳＬサービスの申込みにあたって、弊社の電話契約の名義人及び名義人住所と申込み内容が合致しているかを確認しているのは、本人性を確認し、なりすまし等の不正申込みを防止する観点から実施しています。本運用は、ＮＴＴ地域会社の各種サービスにおいても同様です。 一方、マイラインの申込みにおいて例外的に電話番号と名義人のみで本人性の確認としているのは、不正申込み等が発生した場合の対処を当該申込代行事業者の責任で行うことを事業者間で申し合わせているためです。 ＡＤＳＬにおいて本例外運用を行う場合には、ＮＴＴ地域会社と接続事業者において具体的な運用に関する検討が必要と考えます。 なお、お客様がＮＴＴ地域会社サービスの名義人、名義人の住所を把握されていない場合は、ＮＴＴ地域会社（１１６等）にお問い合わせいただければ、ご提示された情報の正誤について回答が可能です。 また、お客様の個人情報を接続事業者へ開示するご要望については、プライバシー保護の観点より慎重な議論が必要と考えます。

Ⅵ　その他

他事業者意見	NTT地域会社の考え方
【サービス取扱いに係る公平性の確保が必要】 **○ＩＳＤＮ利用者がＡＤＳＬサービスに加入する際に、ＮＴＴ地域会社のＡＤＳＬサービスと他事業者のＡＤＳＬサービスでは、現時点で以下のような差異が生じており、公正有効競争の観点からも重大な疑念が生じております。本件についても一刻も早い公平性の確保が必要であります。** **《ＮＴＴ地域会社の場合》** **ＩＳＤＮ利用者は、ＩＳＤＮからＡＤＳＬサービスへ直接移行できる。つまり、ＩＳＤＮからアナログへの工事とアナログからＡＤＳＬサービスへの工事を同時に実施している。** **《他事業者の場合》** **ＩＳＤＮ利用者は、まずＮＴＴ地域会社へＩＳＤＮからアナログへの工事を申込み、他事業者へアナログからＡＤＳＬサービスへの工事を申込むこととなるため、ＩＳＤＮ⇒アナログ⇒ＡＤＳＬといった段階を踏まなければならない。インターネット接続を利用される顧客においては、ＩＳＤＮからＡＤＳＬへ直接移行できず、アナログを利用する期間が生じざる得ない。** **【イー・アクセス】**	**○ＮＴＴ地域会社がお客様からの申込みを受ける場合、電話への移行と合わせてフレッツ・ＡＤＳＬの申込みを受けられるのに対して、接続事業者様の場合には、アナログへの工事はＮＴＴ地域会社に、ＡＤＳＬサービスの工事は接続事業者様にそれぞれ申込むこととなること自体は、** **①２つのサービスのサービス提供事業者が異なることと、②ＡＣ化に伴いＡＤＳＬ電話重畳契約についても、接続事業者がお客様からの申込みを一元的に受けることとなったため致し方ないことと認識しています。** **しかしながら、お客様への利便性を鑑みると、ご指摘のとおり電話への移行とＡＤＳＬへの移行が同時にできることが必要と考えられるため、接続事業者の場合においても同時に工事ができるようＮＴＴ地域会社内の工事体制を整理中であります。具体的に同時工事の運用を開始するにあたっては、お客様、接続事業者、ＮＴＴ地域会社の３者間のやり取りを変更する必要があるため、３月上旬の実現に向けて接続事業者と調整を進めております。** **また、ＤＳＬ事業者による代行契約についても検討を進めていきます。**

Ⅵ　その他

他事業者意見	NTT地域会社の考え方
【保安器取替えの費用について広く議論が必要】 **○ＮＴＴ地域会社の提供する保安器の一部の機器では、当該機器が設置されていることによりＡＤＳＬサービスが断となる現象が生じております。この回線断を避けるためには保安器の交換が必要でありますが、この保安器の交換に関する費用をどうするかに関して、ＮＴＴ地域会社はＤＳＬ事業者が負担すべきとの考えですが、現在の電話基本料の検証含め、広く議論を行う必要があります。また、当該現象が既に生じている暫定的な顧客対応においても、ＮＴＴ地域会社が提供するＡＤＳＬサービスの場合、無償で交換し、他事業者が提供するＡＤＳＬサービスの場合、有償となるような差別的な事態とならないよう、オープンな議論が不可欠であります。** **【イー・アクセス】**	**○ご指摘のケース（お客様宅に６ＰＴ保安器Ver.１が設置されている加入者線において、電話重畳型をご利用中に、交換機から呼び出し信号が送出された際に、ＡＤＳＬ通信パスの同期はずれ[リンク断]やエラーが発生する場合）は、 ６ＰＴ保安器Ver.１が、電話サービスとしてのみ使用する場合には全く問題がなく、ＤＳＬサービスとして利用する場合にのみ発生する問題であり、また、この事象は、** **・ＡＤＳＬ通信中に電話の着信を受ける限定された状況にのみ同期はずれとなること** **・同期はずれとなった場合も、通常２０～３０秒程度で回復すること** **・同期はずれとなる線路損失等は、ＤＳＬ装置の耐力より差異があること** **であることから、ＤＳＬが利用できなくなる等の故障ではなく、品質に影響を与える事象と捉えるべきであります。よって、６号保安器Ver.1の取替えは、お客様あるいはＤＳＬ事業者からＤＳＬサービスの品質改善要望に基づき、実施すべきものと考えます。** **したがって、保安器取替えは電話基本料で賄うべきではなく、ＤＳＬの受益者負担とするべきものと考えます。 仮に、保安器の取替えを個別負担とせずに実施した場合、取替えが相当数に昇ることも想定されること（ ６号保安器数約４，０００万）から、電話基本料に相当するコスト増につながる恐れがあり、結果的に電話サービス利用ユーザに対して、コスト負担を強いることとなり、問題であると考えます。** **（※次頁へ続く）**

Ⅵ　その他

他事業者意見	NTT地域会社の考え方
	（※前頁より続く） 　なお、試験期間中においては、他事業者提供分も含め不具合の調査のために交換した経緯はありますが、現在、地域会社におけるＡＤＳＬサービスにおいては取替えを実施しておりません。今後、地域会社が提供するＡＤＳＬユーザからのご要望への対応上取替えが必要と判断した場合には、受益者負担において実施することを検討しております。 　また、ＤＳＬは現状設備（回線環境）を利用することを前提とし、もともと提供条件によってばらつきがあるサービスであって、品質保証を行なわないベストエフォートとなっております。当該回線環境（品質）を受け入れるか、品質改善を行なうか否かは、サービス提供事業者とそのユーザが判断するべき事項としており、６号保安器も同様の扱いとするべきものと考えます。

Ⅵ　その他

他事業者意見	NTT地域会社の考え方
【ビル引き込み管路等の提供を義務づけるべき】 **○ビル引き込み管路等は、現在のところそれぞれの事業者が独自に引き込んでおりますが、こうした複数事業者による引き込みは、コスト的にも時間的にも競争の進展を阻害するものと考えます。** **○ついてはその解決策として、いわゆる公益事業特権を有する事業者に対して、法的根拠を有する形態で、当該管路等や心線の提供を義務づける（※）方法等で解決し、競争の促進とお客様利便の向上を図るよう要望いたします。** **※行政による裁定を含む（法的根拠必要）** **○なお、それらの管路等や心線が足りない場合等もあり得ますが、増設や既存ケーブル（心線）の張り替え等を含め、競争が進展する方策を取ることとしていただきたいと考えます。** **【ＫＤＤＩ】**	**○ビル引込み管路のうち民地部分については、当該ビルオーナ等に所有権があるものでありその利用方法について何らかの強制手段をあるものではなく、公益事業特権とは無関係です。また、当社においても長年にわたる個別の協議を通じてケーブル引き込みの承諾を得てきたものであり、他事業者においても自由に所有者との交渉により使用可能となるものであって、意見提出者の論ずるような義務付けには馴染まないと考えます。** **○上記以外の道路等の公有地部分をはじめとした一般区間の管路等については、ＮＴＴ地域会社の指定電気通信設備との接続のために必要となる義務的区間とは異なり、①管路等の自前建設、②他の公益事業者や行政機関の管路・とう道・電線共同溝・情報ＢＯＸ等の利用、③ＮＴＴ地域会社やその他の事業者からの心線レベルや回線レベルでの調達、等のＮＴＴ地域会社の管路等を利用する以外にも多彩かつ料金的にも遜色のない代替手段があり、ＮＴＴ地域会社の管路等の設備にボトルネック性は認められないことから、法令上の義務付けは必要ないものと考えます。** **○なお、本件に関連しては、いわゆる線路敷設権について、情報通信審議会において「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」が検討されているものと認識しており、当該ガイドラインが施行された後は、既に自主的に公表しているＮＴＴ地域会社の管路等の提供条件等について、速やかに所要の見直しを行っていく考えです。**

Ⅵ　その他

他事業者意見	NTT地域会社の考え方
【光ファイバ設備に関する詳細な情報開示が必要】 **○東西ＮＴＴ地域会社が所持する光ファイバ設備は、ＮＴＴグループ内外にかかわらず、非差別的に取り扱われることが重要であると考え、ＩＲＵ等の個別契約についても情報開示の義務を課していただきたいと考えます。** **○不当な差別的取り扱いとならないためには、詳細な情報開示が必要と考えます。例えば、以下のＡ～Ｅまでについては、最低限開示していただきたいと考えます。** **Ａ．光ﾌｧｲﾊﾞ(経過年数、ﾌｧｲﾊﾞ種類(ｼﾝｸﾞﾙﾓｰﾄﾞ、ﾏﾙﾁﾓｰﾄﾞ、波長等))** **Ｂ．NTT局内** **（接続可能なCTF及び空き端子数、ｺﾛｹｰｼｮﾝ場所の空き情報）** **Ｃ．局間における光ﾌｧｲﾊﾞ** **（各局ごとにおけるﾌｧｲﾊﾞ空き芯線数、空き芯線のﾙｰﾄ情報）** **Ｄ．足回り部分におけるにおける光ファイバ** **・メタルと光を組み合わせる場合(ﾊｲﾌﾞﾘｯﾄﾞ方式)は、光ﾌｧｲﾊﾞ終端部分(き線点)の住所情報** **・ﾕｰｻﾞ宅まで敷設している場合(PON方式)は、ﾕｰｻﾞ宅の住所等** **Ｅ．今後敷設するファイバ計画情報について** **Ａ～Ｅについて情報開示を行うことは、ＮＴＴグループ内外での不当な差別的取り扱いの防止になると考えます。** **○また、ファイバを敷設する際には、前もって事業者要望（芯線数の追加等）を受け付ける期間を設けていただき、その時期、期間等に関する情報についても開示していただきたいと考えます。** **【ＫＤＤＩ】** **○他事業者がＮＴＴ東西の光ファイバとの接続を円滑に行うことができるために、情報の開示と手続きの透明化が図られることが重要と考えます。特に、ＮＴＴグループの事業者が値用に当たって他事業者よりも優位な立場にならないよう、情報開示については詳細かつ迅速に行われることを要望いたします。** **【イー・アクセス】**	**○ＮＴＴ地域会社では、ビジネスベースの提供を含めて光ファイバ設備の利用の促進を進めており、新たな規制を導入する必要性はないと考えます。**特にIRU等の個別契約は相手側事業者の立場にも配慮する必要があります。 **○ＮＴＴ地域会社では、光ファイバ設備の**利用を推進する観点から、接続にあたって不当な差別的取り扱いとならぬよう、利用していただくにあたって必要となる情報については、他事業者様の要望を踏まえ広く開示していくこととしています。 ただし、情報開示にあたっては、セキュリティ確保及びプライバシー保護の観点から、内容（住所等の個人情報等）や開示方法についての十分な検討が必要であり、また、情報開示にかかる費用負担方法についても検討が必要であると考えます。 なお、個別にコメントされている項目については以下のように考えております。 A. 光ファイバ（経過年数、ファイバ種別） ファイバ種類は、基本的に開示することは可能と考えます。現在の暫定提供においても他事業者様のご要望区間毎に情報提供しております。ただし、経過年数等は個別に調査等が必要になることも想定されますので項目区々に費用負担方法等の検討が必要と考えます。 B. NTT局内（接続可能なCTF及び空き端子数、コロケーション場所の空き情報） 接続可能なCTFの位置等については調査等のご要望があれば、暫定期間においても情報提供しております。空き端子数については、空きの光ファイバ芯線数と同等と考えられますが、開示方法や内容の更新周期等及びその費用負担方法等の検討が必要と考えます。 なお、コロケーション場所の空き情報については既に開示済みです。 C. 局間における光ファイバ（各局毎におけるファイバの空き芯線数、空き芯線ルート情報） 現在の暫定提供においても、ご要望のあるエリア等での局間光ファイバ区間情報等は個々に情報提供しておりますが、さらに今後の開示方法、費用負担方法等も含めて検討が必要と考えます。 D. 足回り部分における光ファイバ ご指摘のような住所等の情報を開示することは、セキュリティ確保やプライバシー保護等の観点から問題があると考えます。 E. 今後敷設するファイバ計画情報については、基本的には需要対応で敷設しているため、変動要素が大きいという課題はありますが、提供方法を含め可能な範囲で提供していくことを検討します。 前もって他事業者様からの要望を受け付ける期間を設けることについては、ＮＴＴ地域会社では需要対応で敷設することを基本としていることから、事前に期間を設けることでユーザへの提供に遅れが出る可能性があると考えられます。また、敷設する場合にもＮＴＴ地域会社の投資インセンティブが失われることがないようにする必要があると考えます。

Ⅵ　その他

他事業者意見	NTT地域会社の考え方
【ＦＴＴＨの実現方法において接続点及び接続点での技術開示を早期に明確化すべき】 **○現在ＮＴＴが導入をすすめているＰＯＮ（Passive Optical Network）方式あるいはメタリックケーブルと光ファイバを組み合わせるハイブリッド方式においても、光ファイバのみケースと同様にアンバンドルすることが必須であると考えます。この場合においては、接続点及び接続点での技術開示（検討）を早い段階から明確化し、接続に支障を来さないよう配慮されるべきと考えます。** **○接続することが、技術的に問題無いことを条件として、接続形態により標準的な接続箇所と、当該接続箇所における技術的条件を明確にして頂きたいと考えます。** **【ＫＤＤＩ】**	**○ご指摘のＰＯＮ方式については、光回線接続装置等の装置を他事業者様でご用意いただき、コロケーションや光ファイバ設備のアンバンドルを組み合わせてご利用になることで提供可能かと思います。新たな提供形態として接続点及び接続点での技術開示については、具体的な接続要望があれば検討していきます。** ○き線点や電柱でのハイブリッド方式による接続では、保守面、設備面で以下のような課題があり、十分な検討と実現にかかる費用負担の検討が必要です。 ・RTボックス内で接続するような場合には、非常に限られたスペースでありますので、スペース確保や接続形態の検討が必要になると考えます。 ・NTT地域会社局外での接続では、複数芯線を束ねた芯線テープ（4芯もしくは8芯）単位での管理となり、故障時の切り分け等では、ある1芯線を切り離すにも同一テープ内の他芯線も切り離されることになり、十分な検討と実現にかかる費用負担の検討が必要です。 ・電柱で接続するような場合には、電力の供給、電柱共架耐力、電柱の空きスペース等の検討が必要になります。 **○接続箇所の明確化に記載されている「③光ファイバのアンバンドル（局外の任意区間）」については、現在のオペレーションシステムでは管理困難（現状の管理はＮＴＴ地域会社局で終端していることが前提）であることから新たな開発及び改造等が必要となることや、**局外の任意の場所で接続／切り分け等が容易にできるための物品開発等も必要となることも考えられるため、十分な検討と実現にかかる費用負担の検討が必要です。

Ⅵ　その他

他事業者意見	NTT地域会社の考え方
【接続義務のない箇所でもルールの策定が必要】 **○「接続ルールの見直しについて」の第一次答申の考え方２１に記されるように、光ファイバが敷設されておらず、接続義務のない箇所にあたっても、事業者要望により可能な限り光ファイバ設備の需要喚起に貢献するようなルール策定が必須と考えており、早急に取り組む必要があると考えます。** **○他事業者に接続されている光ファイバが、ユーザの希望により他の接続事業者に変更を要望された場合、速やかに切り替えが可能となるようなルールを確立しておく必要があると考えます。** **【ＫＤＤＩ】**	**○ＮＴＴ地域会社では、ビジネスベースの提供を含めて光ファイバ設備の利用の促進を進めており、義務のないところで敢えてルールを策定する必要性はないと考えます。** **　したがって、光ファイバ設備のないところで他事業者要望により光ファイバ設備を敷設するような場合は、投資のインセンティブを損なわないような費用の負担方法等を含めた協議が必要になると考えます。**